

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県測量業者登録簿閲覧規則
業事法施行細則
- ◇告示 教育職員免許状の授与
定期種牡畜（豚）検査の実施
米穀小売販売業者甲の営業所在地の変更
鳥取県測量業者登録簿閲覧所の設置
地方公務員法第七条第四項の規定に基づく委託
- ◇公告 高圧ガス第三種冷凍機械主任者試験の実施
昭和三十七年三月三十一日付け鳥取県規則第十一号中訂正
- ◇正誤 昭和三十七年三月三十一日付け鳥取県訓令第二号中訂正
昭和三十七年四月六日付け鳥取県人事委員会規則第十六号及び第十八号中訂正

規則

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則をここに公布する。

昭和三十七年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十七号

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則

（総則）

第一条 鳥取県測量業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における測量業者登録簿その他の書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧は、この規則の定めるところによる。

（閲覧時間）

第二条 登録簿等の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。ただし、土曜日は、午前九時三十分から正午までとする。

（定期休日）

第三条 閲覧所の定期休日は、日曜日及び国民の祝日とする。
（臨時の休日等）

第四条 登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧料)

第五条 登録簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第六条 登録簿等を閲覧しようとするときは、閲覧票に閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年令を記入し、係員に提出しなければならない。

(持出しの禁止)

第七条 登録簿等は、これを閲覧所の外に持ちだすことができない。

(利用制限)

第八条 係員は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

薬事法施行細則をここに公布する。

昭和三十七年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 則

鳥取県規則第十八号

薬事法施行細則

薬事法施行細則（昭和二十四年三月鳥取県規則第二十四号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」という。）を施行するために必要な事項を定

めることを目的とする。

(書類の経由)

第二条 法、令、省令及びこの規則の定めるところにより厚生大臣又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、それぞれ所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出するものについては、この限りでない。

(薬局管理者の薬局外の実務従事許可)

第三条 法第八条第三項ただし書の規定により、薬局を管理する薬剤師が、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により許可したときは、別記様式第二号による許可証を交付する。

3 前項の規定により許可を受けた者が、その実務に従事することをやめたときは、すみやかに別記様式第三

号による届書を、知事に提出しなければならない。

(準用)

第四条 法第二十七条の規定による一般販売業の業務の管理については、前条の規定を準用する。

(品目の指定の変更等の許可)

第五条 知事は、省令第四十条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第四号による指定書を交付する。

(身分証明書の書換え交付の申請)

第六条 配置販売業者又はその配置員は、法第三十三条第一項の規定により、交付を受けた配置従事者身分証明書（以下「身分証明書」という。）の記載事項に変更を生じたときは、身分証明書の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、別記様式第五号による申請書に交付を受けた当該身分証明書を添え、知事に提出することによつて行なうものとする。

別記様式第一号

管理薬局(薬店)外兼務許可申請書

許可番号及び年月日	
薬局製造所営業	名称
所又は店舗	所在地
兼務内容	名称
	所在地
兼務期間	
兼務する業務内容	
備考	

上記により薬事法第8条第3項の規定による許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

鳥取県知事

殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、折上り日本工業規格B5とする。
 2 この申請書は、正本1通、副本1通提出すること。
 3 字は、墨、インク等を用い、かい書ではつきりと書くこと。
 4 標題の店舗は、当該業種名を記載すること。

(身分証明書の再交付の申請)

第七条 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書を破り、よごし、又は失なつたときは、その再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、別記様式第六号による申請書を知事に提出することによつて行なうものとする。

3 前項の申請書には、破り又はよごした場合は当該身分証明書を、失なつた場合は、その理由を記載した書面を添えなければならない。

(身分証明書の返納)

第八条 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書の有効期間が過ぎたとき又は配置販売の実務に従事することをやめたときは、当該身分証明書を十日以内に知事に返納しなければならない。

2 前条の規定により再交付を受けた後、失なつた身分証明書を発見したときもまた同様とする。

(配置従事者の携帯する品目表)

第九条 配置従事者は、医薬品の配置販売に従事すると

きは、配置薬の品目表を携帯するものとする。

2 前項の品目表は、配置販売業者が作成したものであつて、配置販売の許可を受けた品目であることの証明をしたものでなければならない。

(医療用具販売届出済証の交付)

第十条 知事は、法第三十九条第一項の医療用具販売届出者に対して、別記様式第七号による届出済証を交付する。

2 前項の届出済証は、営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第三号

管理薬局(薬店)外兼務廃止届

薬局(薬店)所在地

薬局の名称

氏 名

兼務許可の場所

廃止年月日

上記により兼務することをやめたので、お届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

鳥取県知事 殿

- (法意) 1 用紙の大きさは、折上り日本工業規格B5とする。
 2 この申請書は、正本1通、副本1通提出すること。
 3 字は、墨、インク等を用い、かい書ではつきり書くこと。

別記様式第二号

鳥取県指令第 号

管理薬局(薬店)外兼務許可証

氏 名

薬局の名称(法人にあつてはその名称)

薬局の所在地

薬事法第8条第3項(又は第27条)の規定により、管理薬局(薬店)外兼務を下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事

印

記

兼 務 場 所

兼 務 内 容

許 可 期 間

許 可 条 件

(注意)

- 1 用紙の大きさは、折上り日本工業規格B5とする。

別記様式第五号

配置従事者身分証明書書換交付申請書

配置販売業者	事項	変更前	変更後
	氏名		
	住所		
	許可番号及び年月日		
備考			

上記により配置従事者身分証明書の書換交付を申請します。

年 月 日

住所

氏名

年 月 日生

鳥取県知事 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、折上り日本工業規格B5とする。
 2 この申請書は、正本1通、副本1通提出すること。
 3 字は、墨、インク等を用い、かい書ではつきり書くこと。

別記様式第四号

鳥取県指令受衛29第 号

配置販売業指定品目変更追加指定書

年 月 日付で申請の配置販売業指定品目変更を薬事法施行規則第40条の規定により、下記のとおり追加指定する。

年 月 日

鳥取県知事 殿

年医薬品販売業許可第 号

殿

品目表		
薬品名	製造	元

- (注意) 1 用紙の大きさは、折上り日本工業規格B5とする。

別記様式第六号

配置従事者身分証明書再交付申請書

配置販 売業者	氏名	
	住所	
	許可番号 及び年月日	
理由		

上記により配置従事者身分証明書の再交付を申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

年 月 日生

鳥取県知事 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、折上り日本工業規格B5とする。
 2 この申請書は、正本1通、副本1通提出すること。
 3 字は、墨、インク等を用い、かい書ではつきり書くこと。

別記様式第七号

第 号

医療用具販売業届出済証

氏名(法人にあつては
名 称)
 営業所の名称
 営業所の所在地

薬事法第39条 1項の規定に基づく医療用具販売業の届出をした者であることを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

届 出 品 目

(器具器械)	15 体温計	30 医療用焼灼器	45 注射針及び穿刺筒	60 歯科用フロッパー	5 視力表及び色盲検査表
1 手術台及び治療台	16 血液検査用器	31 医療用吸引器	46 注射筒	61 歯科用架針	(歯科材料)
2 医療用照明器	17 血液検査又は血液検査用器を除去(除去)	32 気胸器及び気腹器	47 医療用穿刺器及び穿孔器具	62 歯科用充填器	1 歯科用金属材料
3 医療用消毒器	18 尿検査又は糞便検査用器具	52 医療用刀	48 開創又は開孔器具	63 歯科用練曳器	2 歯科冠材料

4	医療用殺菌水装置	19	体液検査用器具	34	医療用はさみ	49	医療用蒸気管及び液体誘導管	64	採得又は検査採得用器具	3	義床材料
5	麻酔器並びに呼吸器及びガス吸引機かん	20	内臓機能検査用器具	35	医療用ピンセット	50	医療用振振器	65	歯科用鑄造器具	4	歯科用根管充填材料
6	呼吸補助器(酸素用、登山用、登山用、水用等を除く)	21	検眼用器具(レンズを除く)	36	医療用さじ	51	医療用消息子	66	視力矯正用眼鏡	5	歯科用接着充填材料
7	内臓機能代用器	22	聴力検査用器具	37	医療用鉤	52	医療用捲縮子採血又は輸血用器具	67	視力矯正用レンズ	6	歯科用印象材料
8	保育器	23	知覚検査又は運動機能検査用器具	38	医療用鉤子	53	採血又は輸血用器具	68	補聴器	7	歯科用ワックス
9	医療用エックス線装置及びエックス線用エックス線管	24	医療用鏡	39	医療用のこぎり	54	種痘用器具	69	家庭用電気治療器	8	歯科用石膏及び石膏複製品
10	放射線物質診療用器具	25	医療用遠心ろ過機	40	医療用のみ	55	整形用器具	(医療用具)	9	歯科用研削材料	
11	放射線防護用具	26	医療用ミクローム	41	医療用刺離子	56	歯科用エントト	1	エックス線フィルム	(衛生用品)	
12	理学療法用器具	27	医療用定温器	42	医療用やすり	57	歯科用エントツ	2	縫合糸	1	コンドーム
13	聴診器	28	電気手術器具	43	医療用てこ	58	歯科用ハンドピース	3	手術用手袋及び指ガツク	2	避孕用具
14	舌圧子	29	結紮器及び縫合器	44	医療用絞断器	59	歯科用切削器	4	整形用品	3	注射器具

告示

鳥取県告示第二二〇号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五

条第三項の規定に基づき、次の者に教育職員免許状を

免状状の種類 番号 氏名 木 籙 地 授与年月日 幼稚園助教諭免許状 昭三六幼助第二号 尾崎恵美子

鳥取市潮山町六一番地 昭和三十六年八月四日

鳥取県告示第二二一号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条の規定により定期種牡畜(豚)検査を次の日程により実施する。

昭和三十七年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日程

検査月日 検査時間 検査場 所 四月 十一日 午前十時 西伯郡淀江町 淀江家畜市場 〃 十二日 午前九時 米子市勝田町 米子〃

授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十七年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市潮山町六一番地 昭和三十六年八月四日

〃 十三日 午前十時 西伯郡岸本町 岸本〃 〃 十四日 〃 西伯町 法勝寺〃 〃 十六日 〃 東伯郡東伯町 東伯〃 〃 十七日 〃 倉吉市東町 倉吉〃 〃 十八日 午前九時 八頭郡船岡町 船岡〃 〃 十九日 〃 気高郡気高町 浜村〃 〃 午後一時 鳥取市吉方 鳥取〃 〃 二十三日 午前十時 境港市余子 余子検査場 〃 二十四日 〃 米子市夜見町 弓ヶ浜駅前

鳥取県告示第二百二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の二の第三項の規定に基づき、米穀小売販売業者甲の営業所の所在地の変更を昭和三十七年三月三十一日次のとおり承認した。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	承認前	承認後
登録番号	鳥取県第五号	鳥取県第五号
氏名	鳥取米穀企業組合	鳥取米穀企業組合
又は名称	大工町販売所	大工町販売所
営業所の所在地	鳥取市大工町頭二三番地	鳥取市大工町頭一七番地
事業区域	鳥取市第一	鳥取市第一

鳥取県告示第二百三十三号

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二十八条第一項の規定に基づき、鳥取県測量業者登録簿閲覧所を次のとおり設けたので、同条第二項の規定によ

り告示する。

昭和三十七年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市東町一丁目二百二十番地鳥取県土木部管理課内

鳥取県告示第二百四号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、邑法第一中学校組合の公平委員会の事務を、次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和三十七年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

邑法第一中学校組合と鳥取県との間の公平

委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、邑法第一中学校組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」とい

う。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年四月十日から施行する。

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条及び高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号以下「規則」という。）第三十三条の規定により、昭和三十七年度上期鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験課目及び時間

試験 課 目	時 間
高圧ガスの取締りに關する法令及び高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	九時三十分から十二時三十分まで

二 試験月日及び場所

- 1 月日 昭和三十七年五月二十七日（日曜日）
- 2 場所 鳥取試験場 鳥取市東品治町一九

鳥取県経済農業協同組合連合会会議室

米子試験場 米子市灘町三丁目一五〇

日本冷蔵米子支社会議室

三 受験手続

次の書類を鳥取市本町三丁目鳥取商工会館別館内鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

- 1 受験願書

規則別表第十九の様式によること。

<p>2 履歴書 規則別表第二十の様式によること。</p> <p>3 写真 手札型台紙付きとし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日氏名及び年令を記載すること。</p> <p>四 受験手数料 鳥取県収入証紙七百円を受験願書の左上部にはりつけ消印しないこと。</p> <p>受験手数料は、いかなる理由があつても返還しない。</p> <p>五 受験願書提出期限 昭和三十七年四月二十まで（当日の消印あるものは有効）</p> <p>六 受験票 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。</p> <p>昭和三十七年三月三十一日付け鳥取県規則第十一号中</p>	<p>次の箇所について誤りがあつたので訂正する。</p> <p>頁段 行 誤 正</p> <p>4 上 終りから1 同条第十項の次の 同条第十項の 昭和三十七年三月三十一日付け鳥取県訓令第二号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。</p> <p>頁段 行 誤 正</p> <p>6 上 終りから6 煙 下 煙 火</p> <p>昭和三十七年四月六日付け鳥取県人事委員会規則第十 六号及び第十八号中次の箇所について誤りがあつたので 訂正する。</p> <p>頁段 行 誤 正</p> <p>2 下 1 各号別記以外の 各号別記以外の</p> <p>6 下 4 第四条等一項 第四条第一項</p> <p>8 上 6 「昇格が昇任に」 「昇格が昇任に」</p>
---	--

正 誤

昭和四年四月十五日「第三種郵便物認可」 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市東谷町
[定価 一部月極二五〇円(配達料共)]